

公共工事の発注における入札金額の内訳について

令和8年3月

周南市契約監理課

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）の改正により、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、材料費及び労務費等を記載した工事費内訳書の提出が必要となります。

これに伴い **周南市では、令和8年4月1日以降に公告又は通知を行う工事から、入札時に提出する工事費内訳書には労務費等を記載する必要があります。**

1 工事費内訳書への記載事項の追加

入契法の改正により、公共工事の全ての入札案件において、入札参加者が入札時に提出する工事費内訳書に、材料費、労務費、その他の必要経費の記載が必要になります。

入契法 新旧対照

改正前	改正後
(入札金額の内訳の提出) 第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、 入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。	(入札金額の内訳の提出) 第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、 入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

※各事項の記載内容については、山口県技術監理課のホームページを参照のこと

【2025年12月12日】工事費内訳書の取扱いの改正について

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/>

2 労務費ダンピング調査の実施

落札候補者から提出された工事費内訳書に記載されている金額が、周南市の設計額の一定水準を下回る場合には、別途、調査を行う予定です。

なお、一定水準・対象案件・調査方法等詳細については、改めてお知らせします。

3 入札時における取扱いについて（経過措置）

落札候補者が提出した工事費内訳書に上記の事項の記載漏れがあった場合は、入札を保留とし、工事費内訳書の追加提出期間を設け、必要事項が漏れなく記載された工事費内訳書を追加提出していただきます。

なお、追加提出が行われない場合や、追加提出された工事費内訳書に不備がある場合は、無効入札として取り扱うこととします。

（1）落札候補者の工事費内訳書に労務費等の記載漏れがある場合

落札決定の前に入札を保留とし、契約監理課から落札候補者に対して、工事費内訳書追加提出の旨の通知を FAX にて送付します。

（2）追加提出の期間

追加提出の期間は、**開札日の翌日(閉庁日を除く)の正午(午後0時)**までとします。

（3）追加提出の方法

電子メールにて工事費内訳書データを提出していただきます。

メールの送付先等の詳細は、通知する FAX に記載します。

（4）追加提出のその後について

追加提出された工事費内訳書に問題がない場合は、落札者として決定します（別に低入札価格調査等の必要がある場合は、それらの後、落札決定となります）。

上記期間内に追加提出が行われない場合や、追加提出された工事費内訳書に不備がある場合は、無効入札として取り扱います。その場合は、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者（総合評価方式にあつては、次に評価値の高い者）、またはくじにより次順位となった者を新たな落札者（落札候補者）とします。

「本工事費内訳書（提出用）」に、以下の通り各費用を記載して提出してください

＜参考＞工事内訳書への記載例（土木工事）

＊本工事費＊ 内訳表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
掘削 土砂 オープンカット 押土無し 障害無し 5,000m3未満	180	m3			SPK25040001 00 単第0 -0001 表
土砂等運搬 標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) D1D区間無し 距離9.5km以下(7.5km超)	180	m3			SPK25040002 00 単第0 -0007 表
整地 敷均し(ルーズ) 標準(10,000m3未満) 障害無し	180	m3			SPK25040003 00 単第0 -0008 表
＊＊直接工事費＊＊					うち材料費 ○○○円 うち労務費 △△△円
共通仮設費（ 半分）					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費					うち法定福利費の事業主負担額 ●●●円 うち建退共制度の掛金 □□□円
＊＊工事原価＊＊					うち安全衛生経費 ■■■円

周 南 市

＜参考＞工事内訳書への記載例（営繕工事）

工事費内訳					1
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考	
直接工事費					
うち材料費	1	式			
うち労務費	1	式			
計	1	式			
共通費					
共通仮設費	1	式			
現場管理費	1	式			
うち建退共制度の掛金	1	式			
工事原価のうち現場労働者の 法定福利費の事業主負担額	1	式			
工事原価のうち安全衛生経費	1	式			
一般管理費等	1	式			
計					
工事価格	1	式			
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %	
工事費	1	式			

<参考> 今回、新たに内訳書に記載すべき項目の内容

項目	内容
材料費 【直接工事費の内数として記載】	直接工事費に計上されるもの。主要な材料は必須とし、 <u>雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金の計上はしなくてよい</u>
労務費 【同上】	直接工事費に計上されるもの。積上げ可能な方式(歩掛、施工パッケージ型積算方式等)で積算した労務費を計上。 <u>市場単価方式や標準労務単価方式、その他の他材工共の施工単価は計上しなくてよい</u>
法定福利費の事業主負担金 【現場管理費の内数として記載】	現場管理費の内数として現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出年金含む)の法定の事業主負担額
建退共制度の掛け金 【同上】	<u>建退共に参加していない場合は、中退共、自社の退職金制度の費用を計上</u>
安全衛生経費 【工事原価の内数として記載】	労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上(関連する費目は多岐にわたっており、下表を参考に記載)

「安全衛生経費」の考え方(土木工事の場合)

費用区分		主な内容		細目	
直接工事費	工事的物の施工に直接必要な安全設備(指定仮設及び参考図等に表示されているもの)	足場		・枠組足場、単管足場、吊足場等 ・手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱	
		支保工		・型枠支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め		・仮締め切り(シートパイル、親杭横矢板、連壁)	
		土留め支保工		・切梁、腹起(裏込めコン含む)	
		作業構台		・乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・重機移動用敷き鉄板	
		交通規制		・交通誘導警備員	
		仮囲い		・仮囲い(万能板、フラットパネル、シートゲート他)、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート	
間接工事費	共通仮設費	準備費	調査費用	・埋設物調査試験掘	
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板(内照式)回転灯、規制表示看板・お願い看板
			安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用	・列車見張り等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員(潜水)等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
				安全意識、注意喚起に要する費用	・各種注意看板標識、安全掲示板
				保護具類	・ヘルメット、保護めがね、防じんマスク(電動ファン付き呼吸用保護具)、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
			作業環境	・換気設備、空気清浄設備(潜函)、ガス抜き等の措置(ずい道)、各種環境測定器(酸素濃度他) ・排気管、圧力計(高压室内)、照明器具	
			警報設備	・土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置(潜函) ・ベル、サイレン等警報装置(ずい道) ・風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計	
		営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用	・火薬庫など	
		現場環境改善費		・照明器具、熱中症対策設備	
		現場管理費	疾病・衛生対策費		・健康診断(一般・特殊健診)
安全訓練研修等に要する費用			・特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT		

出典:「安全衛生経費確保のためのガイドブック」(株)建設産業振興センター

注) 現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

<参考> 今回、新たに内訳書に記載すべき項目の内容（営繕工事）

項目	内容
材料費 【直接工事費の内数として記載】	直接工事費に計上されるもの。主要な材料は必須とし、 <u>雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金の計上はしなくてよい。</u>
労務費 【同上】	直接工事費に計上されるもの。積上げ可能な方式（歩掛等）で積算した労務費を計上。 <u>市場単価方式等の他材工共の施工単価は計上しなくてもよい。</u>
建退共制度の掛け金 【現場管理費の内数として記載】	<u>建退共に加入していない場合は、中退共、自社の退職金制度の費用を計上。</u>
法定福利費の事業主負担額 【工事原価の内数として記載】	公共建築工事では一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料を含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出年金含む）の法定の事業主負担額を計上。
安全衛生経費 【同上】	労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費※を計上。

※項目については、建設工事における「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を参考とする